



福祉・介護・子育て

児童福祉

児童手当の制度

児童手当は、児童を養育しているかたに支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした制度です。支給を受けたかたは、この制度の趣旨に従って手当を用いなければならないと定められています。

支給対象

大館市に住民登録があり、中学生までの児童(15歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある児童)を養育しているかたに支給されます。

- 父または母のうち、生計を主に支えているかた(共働きの場合は、恒常的に所得の高いかた)
- 父母以外で、中学生までの児童を養育しているかた

児童手当の額(1人当たりの月額)

区分	手当月額
3歳未満(一律)	15,000円
3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生(一律)	10,000円
所得制限を超えた受給者(一律)	5,000円

※第〇子の数え方は、18歳到達後最初の3月31日まで(高校卒業まで)の児童の中で数えます。施設入所している児童がいる場合は、その児童を除いて数えます。

所得制限(平成24年6月分から適用)

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	6,220,000円
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円
3人	7,360,000円
4人	7,740,000円
5人	8,120,000円

※児童を養育している父または母等のうち、所得の高いかたが対象となります。世帯の合算した所得ではありません。

手当の支給

原則として、6月・10月・2月の年3回、前月分までを受給者の口座に振り込みます。

□届け出の内容

出生や大館市に住所を移したとき

出生や転入などにより新たに受給資格が生じた場合は【認定請求書】の提出が必要です。児童手当は、原則として認定請求をした月の翌月分から支給されます。

ただし、誕生日や転出予定日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば申請月分から受給できますので、忘れずに手続きしてください。

※公務員のかたは勤務先へ申請してください。

必要なもの

- 請求者名義の通帳
- 請求者の健康保険被保険者証の写し
- 請求者の印鑑
- 請求者と配偶者のマイナンバーがわかる書類
- 児童の住所が市外にある場合は、児童のマイナンバーがわかる書類

ご注意ください!

申請が遅れるとさかのぼって受けることはできません。必要な書類がそろっていても、申請するようにしてください。足りない書類は後日提出してください。

引き続き手当を受けるとき

児童手当を受けているかたは、毎年6月に「児童手当現況届」を提出していただきます。この届けは、毎年6月1日現在の受給者の年金加入状況と児童の養育状況等を記載して、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです(6月の支払通知書で詳しくお知らせします)。

ご注意ください!

現況届が提出されないと、6月分以降の手当が受けられなくなります。

□届け出していた内容が変わったとき

【額改定認定請求書】

出生により児童が増えたとき、養育する児童が増えたとき、児童を養育しなくなったとき

【氏名住所変更届】

氏名を変更したとき、児童のみ住所を変更したとき

【別居監護申立書】

受給者と児童の住所が違うとき

【払込金融機関変更届】

振り込みの通帳を変えたいとき(受給者名義の通帳に限ります)

【受給事由消滅届】

離婚あるいは児童の死亡により養育しなくなったとき、受給者が公務員になったとき、受給者を変えるとき(条件があります)

お問い合わせ

福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054

児童扶養手当

離婚や死亡等によって父親(または母親)がいない家庭や、父親(または母親)が政令で定める程度の障害の状態にある家庭で、児童(18歳到達後年度末をむかえるまで。児童が障害の状態にある場合は満20歳到達日の前日まで)を養育している父または母、あるいは親に代わって養育しているかたに支給されます。

ただし、ひとり親のかたが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合には支給されません。

※支給対象となるかたおよび児童が公的年金を受給する場合、児童扶養手当の受給見込み額より公的年金受給額の合計額(支給対象となるかたが障害基礎年金を受給する場合は子の加算額)が少ないときに、差額が児童扶養手当として支給されます。

手当の額

児童が1人の場合:月額 43,160円(令和2年4月改定)

児童が2人の場合:月額 53,350円(令和2年4月改定)

※ただし、所得に応じて一部減額または全額停止になる場合があります。

お問い合わせ

福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054

特別児童扶養手当

20歳未満の障害のある児童を養育しているかたに支給されます。

ただし、児童が障害を理由に年金を支給されたり、児童福祉施設に入所している場合は対象になりません。

手当の額

1級(重度):月額 52,500円(令和2年4月改定)

2級(中度):月額 34,970円(令和2年4月改定)

お問い合わせ

福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054

災害遺児に給付金が支給されます

交通、労働または自然災害により、父または母を亡くし、または前記の災害により重度の障害者となった父または母を持つ、義務教育終了前の遺児の保護者に支給されます。

受給を希望する場合は、申出書の提出が必要です。

給付金額

- ・見舞金 100,000円
- ・入学祝い金 小・中学校に入学したとき1人につき50,000円
- ・激励金 1人につき30,000円(年1回)
- ・卒業祝い金 義務教育を終了したとき1人につき50,000円

お問い合わせ

福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054

家庭児童相談(養育上の問題など)

児童の健全な育成を図るため、子どもの養育上の問題等について、総合的な家庭児童相談を行っています。

心配ごとのあるかたはご相談ください。

お問い合わせ

福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054

乳幼児および小・中学生の医療費の助成

乳幼児および小・中学生が心身ともに健康で明るい家庭環境で健やかに成長されるように、福祉施策の一環として、医療費の自己負担分の一部を助成しています。

対象となるかた

0歳から中学生まで(中学校修了年度の3月31日まで)の児童

所得制限

所得基準額(父もしくは母の所得額)を超えるときは福祉医療制度の対象となりません。

所得基準額は扶養親族などの数によって変わります。

- ・「扶養親族等の数」に対する「父もしくは母の所得基準額」
- 0人…4,600,000円 3人…5,740,000円
- 1人…4,980,000円 4人…6,120,000円
- 2人…5,360,000円 5人…6,500,000円

※0～2歳児は所得制限がありません。ただし、この制度は秋田県の補助金を受けて助成していますので、この補助金対象者を把握するため、所得の確認をさせていただきます。

※満3歳以降は所得制限があります。所得制限により受給できない場合でも、入院時のみ福祉医療が受けられます。その際は改めて申請をお願いします。

助成内容

- ・「1歳から中学校卒業までの児童」
半額自己負担、半額助成

ただし、自己負担額は病院ごとに1カ月1,000円を限度とします。(注)

- ・「0歳児」もしくは「市区町村民税の所得割非課税世帯の児童」
全額助成

※(注)1カ月1,000円の計算方法

(1)月の初日から末日までを1カ月とします。

(2)同じ医療機関ごとに計算します。

(3)同じ医療機関でも、入院、外来、歯科はそれぞれ別に計算します。

(4)同じ薬局でも処方医療機関ごとに計算します。

(5)入院時の食事代や保険適用外の費用は、自己負担となります。

福祉医療受給者証

対象となるかたは申請により福祉医療費受給者証の交付を受けてください。交付を受けた福祉医療費受給者証を健康保険証と一緒に医療機関窓口で提示することで医療費の自己負担の助成を受けることが可能となります。(福祉医療制度は、受給資格があっても申請のうえ、福祉医療受給者証の交付を受けなければ適用を受けることができません。)

申請に必要なもの

児童の健康保険証、認め印

※転入したかたは、転入前の市区町村の所得課税証明書が必要となる場合があります。

県外の医療機関で受診したとき

福祉医療費受給者証が使えません。県外の医療機関で受診した場合は、いったん自己負担分を支払い、後日担当窓口で申請してください。医療費の自己負担分の一部もしくは全額を助成します。

申請に必要なもの

福祉医療費受給者証、健康保険証、限度額適用認定証、領収書、認め印、通帳

※他の医療費助成を受けている場合は、その受給者証など医療機関に提示しているもの

更新について

毎年8月1日で自動更新となります。

申請場所 市民部保険課 医療給付係 ☎43-7046

比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094

田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

お問い合わせ

市民部保険課 医療給付係 ☎43-7046



つどいの広場ひよこ

地域における子育て親子の交流や、子育ての不安感を緩和するなど、子どもの健やかな育ちを支援する場所です。また、子育て家庭の親とその子ども(乳幼児および保護者)が集い、語り合う場所でもあります。気軽に遊びに来てください。登録の必要はありません。

対象者 未就園児と保護者

場所 上代野字稻荷台1-1
(ニプロハチ公ドームパークセンター)

日時 月～金曜日 午前9時～午後4時、日曜日(月2回程度)

スタッフ 保育士、幼稚園教諭免許を持つスタッフが2名常駐しています。また、子育てサポーターもお手伝いをしています。

お問い合わせ つどいの広場ひよこ ☎48-2377

保育園への入園(入所)

認可保育園 [対象者:保育認定(2・3号)のみ]

就労等の理由がある場合、保護者に代わって保育する施設です。

施設名	電話番号	保育時間	受入年齢	定員
城南保育園	42-1806	午前7時～午後7時	6カ月～就学前	175
城南保育園分園	42-0690		6カ月～就学前	50
有浦保育園	42-1149		6カ月～就学前	150
釈迦内保育園	48-2231		6カ月～就学前	75
十二所保育園	52-2172		6カ月～就学前	50
扇田保育園	55-0544		2カ月～就学前	120
東館保育園	56-2358		2カ月～就学前	60
西館保育園	55-2419		2カ月～就学前	90
たしる保育園	54-0415		6カ月～就学前	200
大館乳児保育園	42-5130		2カ月～就学前	70

※大館乳児保育園では、日曜・祝日の休日保育事業を行っています。詳しくは、施設へ直接お問い合わせください。

認定こども園 [対象者:教育認定(1号)・保育認定(2・3号)]
教育と保育を一体的に行う施設です。

施設名	電話番号	保育時間	受入年齢	定員
大館ホテヤこども園	43-4225	午前7時～午後7時	2カ月～就学前	227
大館八幡こども園	49-1206		2カ月～就学前	185
南が丘こども園	42-5448		2カ月～就学前	135
向陽こども園	48-2345		2カ月～就学前	110
宮の杜神明こども園	42-1455		6カ月～就学前	113
大館カトリックこども園	42-1262	午前7時30分～午後6時30分	6カ月～就学前	123
扇田こども園	55-0082	午前7時～午後7時	2カ月～就学前	98
大館ホテヤ第二こども園	59-6355		2カ月～就学前	47

小規模保育 [対象者:保育認定(2・3号)のみ]

家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行います。

施設名	電話番号	保育時間	受入年齢	定員
みらいっこ園	49-0859	午前7時30分～午後6時30分	2カ月～2歳児	15

事業所内保育 [対象者:保育認定(2・3号)のみ]

事業所の従業員等の児童を保育します。一般の利用も可。

施設名	電話番号	保育時間	受入年齢	定員
クレイドル	48-7888	午前7時30分～午後6時30分	2カ月～2歳児	10

認可外保育施設

入園を希望するかたは、施設へ直接お問い合わせください。

へき地保育所

3歳児以上の保育料は無料。2歳児10,500円 ※減免あり

企業主導型保育施設、認定保育施設

料金は施設によって異なりますので、施設へご確認ください。受け入れ年齢や定員は変更となる場合がありますので、施設へご確認ください。

施設名	電話番号	保育時間	受入年齢	定員
企業主導型保育施設	キッズテラスアットセイジュ	午前7時30分～午後6時30分	2カ月～3歳児	18
	バンビーニ		2カ月～2歳児	27
認定保育施設	さくらベビーハウス	午前7時30分～午後6時30分	2カ月～3歳児(3歳児以上は要相談)	20
	くれよんはうす		2カ月～就学前	5
へき地保育所	二井田保育所	午前8時～午後6時	3歳児～就学前(2歳児は要相談)	70
	真中保育所			45
	下川治保育所			70
	沼館保育所			35
	花岡保育所			60
	矢立て保育所			35
	長木保育所			86

お問い合わせ

福祉部子ども課 子育て支援係 ☎43-7053

幼稚園への入園

幼稚園 [対象者:教育認定(1号)のみ]

幼児期の教育を行う学校です。

詳しくは、施設へ直接お問い合わせください。

施設名	電話番号	保育時間(預かり保育)	受入年齢	定員
大館幼稚園	42-0534	(午前8時)午前9時～午後2時(午後7時)	満3歳～就学前	25

お問い合わせ

福祉部子ども課 子育て支援係 ☎43-7053

すこやか子育て支援事業保育料等助成

秋田県と大館市では、社会全体で子育てを支えていくとの考えのもと、保育園、幼稚園および認定こども園等の利用に伴う子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、生活基盤の弱い世帯が安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することを目的に、保育料等助成制度を実施しています。

内容 市内にお住まいのお子さんが教育・保育施設に入所している場合、その保育料等について、申請した月から助成します。

対象施設 認可保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育・事業所内保育・認可外保育施設です。

対象経費 基本保育料のほか、上乗せ徴収も助成対象となります。給食費(副食費)を除く実費徴収は対象外

※上乗せ徴収、実費徴収は施設によって異なりますので、詳しくは施設にご確認ください。

※給食費(副食費)の助成は、月額4,500円が上限です。お弁当を持参している場合は、助成対象外です。

助成割合および要件(令和3年1月1日現在)

区分※	教育認定		77,100円以下	77,101円以上 211,200円以下	211,201円以上 348,900円以下	348,901円以上
	保育認定		48,600円未満	48,600円以上 169,000円未満	169,000円以上 301,000円未満	301,000円以上
世帯別※助成割合	一般世帯	保育料上乗せ	1/2助成	1/4助成	対象外	対象外
		給食費(副食費)		1/2助成	1/4助成	1/4助成
	ひとり親世帯	保育料上乗せ	1/2助成	1/2助成	対象外	対象外
		給食費(副食費)			1/2助成	1/2助成
	第3子世帯①	保育料上乗せ	全額助成	全額助成	対象外	対象外
		給食費(副食費)			全額助成	全額助成
	第3子世帯②	保育料上乗せ	全額助成	全額助成	1/2助成	対象外
		給食費(副食費)			全額助成	全額助成
	第2子世帯	保育料上乗せ	全額助成	全額助成	対象外	対象外
		給食費(副食費)			全額助成	全額助成

※区分とは、市町村民税所得割課税額の父母の合計額による区分。

※世帯別の内容は以下の通り。

[第3子世帯①]平成28年4月2日～平成30年4月1日に第3子以降が出生した世帯の第2子以降の子ども

[第3子世帯②]平成30年4月2日以降に第3子以降が出生した世帯の第2子以降の子ども

[第2子世帯]平成30年4月2日以降に出生した第2子本人

※要件の市町村民税所得割課税額は、4月から8月までは前年度分、9月から翌年3月までは当該年度分の課税額により判定します。

申請に必要な書類

1. 申請書
 2. 委任状(大館市認定保育施設のみ)
 3. 次に該当するかたは、次の書類も提出してください。(これまでに、市へ提出済みで、その後変更のないかたは不要です)
 - ひとり親世帯、第3子世帯①②、第2子世帯に該当するかた
 - 戸籍謄本(全部事項証明)
- ※その他、入所施設により必要になる書類があります。

はちくんすくすく子育て支援事業(地域限定商品券の贈呈)

第1子が生まれたご家庭 10万円
第2子以降が生まれたご家庭 5万円
支給要件等、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ

福祉部子ども課 子育て支援係 ☎43-7053

在宅子育て支援給付金

満2歳までのお子さんを在宅で子育てしているご家庭に給付金を支給します。

育児休業給付金支給「有」月額5,000円

育児休業給付金支給「無」月額15,000円

支給要件等、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ

福祉部子ども課 子育て支援係 ☎43-7053

病児保育事業

保護者が就労している場合等において、市内の小学校または幼稚園・保育園等に通っているお子さんが、自宅での保育および集団保育が困難な病気のときに利用できます。

利用方法 事前の利用登録、前日の利用予約、受診・医師による連絡票の作成が必要となります。

対象者	小学校6年生以下のお子さん	
事業名	《病児保育》	《病後児保育》
病気の程度	病気のなり始め(症状が安定していない)	前より具合はよくなってきているが登園・登校できるほどではない(病状は安定している)
実施施設	マミースマイル(耳鼻咽喉科まきなクリニック内)	エンジェル(大館ホテヤこども園)
場所	常盤木町17番8号	片山町一丁目3番10号
問合先	42-3341(クリニック)	43-6789(こども園)
利用時間	月～土曜日 7時～19時	月～土曜日 7時30分～19時
休園	日・祝日・年末年始	日・祝日・年末年始
定員	9名	3名
利用料	1日当たりの利用者負担額:1,000円※減免制度あり	



企業主導型の病児保育施設

利用方法は上記施設と異なりますので、直接お問い合わせください。

実施施設	対象者	利用時間	利用料	問合せ先
キッズテラス アットセイジュ	小学6年生 以下	月～土曜日 7時30分～ 18時30分	1,000円 (減免制 度あり)	57-8170 事前の利用 登録必要

お問い合わせ

福祉部子ども課 子育て支援係 ☎43-7053

夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事などの理由によって帰宅が夜間にわたる場合や、休日に不在の場合などで、お子さんに対する生活指導や家事の面などで困難が生じている場合に、お子さんをお預かりします。

対象児童

就学前児童および小学生で、大館市に住所を有するかた

実施施設

白百合ホーム 泉町7番20号 ☎42-1849

保育時間

平日 降園・下校後～午後10時

学校休業日 午前8時30分～午後10時

※お子さんの年齢により利用できる時間が異なります。

利用料金

平日・土曜日1,500円 日曜日・祝日2,000円

※減免制度あり

申し込み

事前説明や申請書および調査票の提出が必要です。

お問い合わせ

白百合ホーム 泉町7番20号 ☎42-1849

短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者が病気や出産、冠婚葬祭、育児疲れ等の理由により、一時的に家庭で養育することができない場合に、児童養護施設等において宿泊を伴う預りをします。(原則として月7日以内) 子ども課で利用調整を行いますので、事前にご相談ください。

世帯区分	料金
生活保護世帯又はひとり親世帯等である市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税非課税世帯又はひとり親世帯等である市町村民税課税世帯	2歳未満児 1,100円
	2歳以上児 1,000円
その他の世帯	2歳未満児 5,350円
	2歳以上児 2,750円

お問い合わせ

福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054

一時保育事業(一時預かり事業)

一時的なパートタイム就労や冠婚葬祭、入院・介護など、緊急の用事でお子さんを保育することができないかたや、育児に伴う心理的・身体的負担を解消するため一時的に保育を必要とするかたのために、お子さんをお預かりします。

対象児童

保育園等に入園していない就学前の児童で、大館市に住所を有するかた。または、里帰り出産により大館市内に一時的に帰省しているかた

実施施設

白百合ホーム 泉町7番20号

☎42-1849

たしる保育園 岩瀬字上岩瀬上野19番地

☎54-0415

申し込み

保育時間や利用料金、申し込み等については実施施設へお問い合わせください。

母子・父子福祉

母子・父子家庭児童医療費の助成

母子・父子家庭の児童が病院などで診察を受けたときに、医療費の自己負担分を助成しています。ただし、児童が社会保険の被保険者本人の場合は対象となりません。

対象となるかた

- ・18歳までの母子・父子家庭の児童(満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)
 - ・父または母が、視覚・聴覚・肢体に一定以上の障害を有する家庭の18歳までの児童
- ※障害のため労働が不可能であり、常時の介護や監視が必要な障害状態の場合、上記以外の障害であっても対象となる場合があります。

所得制限 なし

福祉医療受給者証

対象となるかたは申請により福祉医療費受給者証の交付を受けてください。交付を受けた福祉医療費受給者証を健康保険証と一緒に医療機関窓口に提示することで医療費の自己負担の助成を受けることが可能となります。(福祉医療制度は、受給資格があっても申請のうえ、福祉医療受給者証の交付を受けなければ適用を受けることができません。)

申請に必要なもの

児童の健康保険証、認め印

※転入したかたは、転入前の市区町村の所得証明書が必要となる場合があります。

医療機関で受診するとき

健康保険証と福祉医療費受給者証を一緒に窓口で提示してください。医療費の自己負担分を助成します。ただし、健康保険が適用にならない治療、薬の容器代、入院時の食事代などは、助成の対象となりません。

県外の医療機関で受診したとき

福祉医療費受給者証が使えません。県外の医療機関で受診した場合は、いったん自己負担分を支払い、後日担当窓口で申請してください。医療費の自己負担分を助成します。

ただし、健康保険が適用にならない治療、薬の容器代、入院時の食事代などは、助成の対象となりません。

申請に必要なもの

福祉医療費受給者証、健康保険証、限度額適用認定証、領収書、認め印、通帳

※他の医療費助成を受けている場合は、その受給者証など医療機関に提示しているもの

更新について

毎年8月1日で自動更新となります。

申請場所 市民部保険課 医療給付係 ☎43-7046
比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094
田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

お問い合わせ

市民部保険課 医療給付係 ☎43-7046

ひとり親家庭の困りごと相談

ひとり親家庭の経済問題、就職、住宅等生活上の問題についてお困りのかたは、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ

福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

20歳未満の子どもを扶養している母子家庭、父子家庭およびかつて母子家庭の母として子どもを扶養していたことのあるかたに対して福祉資金の貸付制度がありますのでご利用ください。

種類 修学資金、就学支度資金、修業資金（自動車運転免許取得等）、就職支度資金、技能習得資金等全12種類があります。事前のご相談が必要です。

お問い合わせ

福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054

ひとり親家庭等住宅整備資金制度

母子家庭および父子家庭並びに寡婦のかたで、自力で住宅整備を行うことが困難なかたのためにひとり親家庭等住宅整備資金制度がありますのでご利用ください。

貸付限度額 150万円

償還期間 据置期間1年経過後9年以内

貸付利率 変動制、現在は0.5%（ただし、所得税非課税世帯は無利子）

お問い合わせ

福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054

母子生活支援施設に入所するときは

母子家庭で、子どもの養育に困っているかたのために母子生活支援施設がありますので、入所を希望するかたはご相談ください。

お問い合わせ

福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054

ひとり親家庭日常生活支援事業

母子・父子家庭等で、一時的に日常生活を営むのに支障が生じている家庭に家庭生活支援員を派遣し、家事、介護等のお世話をします。

内容

食事の世話、住宅の清掃、身の回りの世話、生活必需品等の買い物、医療機関等の連絡等

申請に必要なもの

課税証明書、児童扶養手当証書の写し

お問い合わせ

福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054

社会福祉

福祉の相談

高齢者や障害のあるかた、子ども・ひとり親家庭、生活に困窮しているかた等の各種相談に応じています。

お問い合わせ・相談窓口

- 高齢者に関する相談
福祉部長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056
- 障害のあるかたに関する相談
福祉部福祉課 障害福祉係 ☎43-7052
- 子どもやひとり親家庭に関する相談
福祉部子ども課 児童相談係 ☎43-7054
- 生活困窮に関する相談
福祉部福祉課 福祉相談係 ☎43-7017
- 生活保護に関する相談
福祉部福祉課 保護係 ☎43-7051

生活保護

生活保護は、病気やけがのために働けなくなったり、収入が少なくなったことなどにより生活に困窮している世帯に対し、国が最低限度の生活を保障しながら自分たちの力で生活できるように援助する制度です。

生活に困ったときには、生活保護法に定める要件を満たす限り、生活保護を受けることができます。生活保護法に定める要件とは、次に掲げるものを活用してもなお最低限度の生活を維持できない場合のことをいいます。

- ・自分の持っている能力（働くこと）
- ・資産（預貯金、生命保険、不動産など）
- ・他の法律で受けられるもの（年金、手当など）
- ・その他活用できる経済的利益

生活保護が受けられる場合

生活保護は、本人などからの申請に基づいて開始されます。世帯（生計を一緒にしている家族）を単位として行われます。国が定める基準（最低生活費）に対して、世帯の収入などで満たすことができない不足分を補う程度で行われます。

お問い合わせ

福祉部福祉課 保護係 ☎43-7051



学校生活全般、家庭生活全般(主に電話相談)少年相談センター

少年相談センターは、少年を取り巻く有害環境や少年が抱えているいろいろな問題の解決に積極的に取り組み、相談活動や情報資料の整備を行い、少年の非行防止と健全育成に努めています。お悩みのかたは、お気軽にご相談ください。

対象者 未成年者およびその保護者

相談できる日 月～金曜日 午前9時～午後5時
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

相談・お問い合わせ

大館市少年相談センター

字桜町南45番地1(中央公民館内) ☎42-0769

大館市社会福祉協議会

皆さんの心のふれあいと助け合いで、誰もが安心して生活できるまちを作るための民間の中核的団体であり、地域福祉の推進を図ることを目的としています。その活動は、ボランティア活動の推進を図るボランティアセンター事業、福祉教育の推進事業、高齢者や障害のあるかたへの援助事業、地域福祉権利擁護事業などを展開し福祉のまちづくりをすすめています。また、介護保健事業として訪問介護、訪問入浴、通所介護や介護の相談に応じる居宅介護支援事業などを実施しています。

お問い合わせ

大館市社会福祉協議会(上川沿公民館内)

池内字大出135番地 ☎42-8101

三ノ丸事務所(総合福祉センター内)

三ノ丸103番地4 ☎49-2588

比内事務所(福祉保健総合センター内)

比内町新館字館下79番地1 ☎55-2850

田代事務所(田代総合福祉センター内)

岩瀬字上岩瀬塚ノ岱16番地 ☎54-3173

※令和3年中に一部の部署が移転する予定としております。

高齢者福祉

後期高齢者医療

75歳(一定の障害がある場合は65歳)以上のかたは、この医療制度で医療を受けます。この医療制度は、75歳の誕生日当日から開始されます。(65歳以上75歳未満の一定の障害があるかたは、認定を受けた日から開始されます)

対象となるかた

75歳以上のかた

65歳以上75歳未満で一定の障害があるかた(申請が必要です)

- 身体障害者手帳の1級から3級に該当するかたおよび4級に該当するかたの一部
- 障害年金の1級および2級に該当するかた
- 療育手帳のAに該当するかた
- 精神障害者保健福祉手帳の1級および2級に該当するかた

※**身体障害者手帳4級で次の障害のかたは該当となります**

- 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害
- 両下肢の全ての指を欠くかた
- 1下肢を下腿の2分の1以上で欠くかた
- 1下肢の機能の著しい障害

病院などで診療を受けるとき

病院などの窓口で、「後期高齢者医療被保険者証」を必ず提示してください。

一般のかたは1割負担です。現役並み所得(前年の住民税課税所得が年額145万円以上)のかたは3割負担となります。ただし、次に該当するかたについては、申請し認定を受けると、1割負担となります。

- 同一世帯に被保険者と70歳以上のかたがいる場合、被保険者と70歳以上のかたの収入の合計額が520万円未満のかた
- 同一世帯に被保険者が1人のみの場合、被保険者本人の収入額が383万円未満のかた

医療費が高額になったとき

1カ月の医療費の窓口負担額が次の表の限度額を超えた場合、申請により高額療養費として支給されます。一度申請すると、次から自動的に振り込まれます。

広 告



社会福祉法人 水交苑
特別養護老人ホーム 水交苑

- 特別養護老人ホーム 水交苑
- 特別養護老人ホーム 山館苑
- 山館苑指定短期入所生活介護事業所
- 軽費老人ホームケアハウス 樹海の里
- 水交苑デイサービスセンターのぎく
- 水交苑ホームヘルプステーション(訪問介護)
- 水交苑指定居宅介護支援事業所
- 大館市地域包括支援センター 水交苑

秋田県大館市下代野字中道南36-1

電話 0186-48-3553

FAX 0186-48-3552



社会福祉法人
大館市社会福祉協議会

本 所 TEL 0186-42-8101

- 大館市ボランティアセンター TEL 0186-42-8101
- 大館市福祉生活サポートセンター TEL 0186-49-2585
- ヘルプステーション TEL 0186-42-8102

三ノ丸事務所 TEL 0186-49-2588

- 居宅介護支援事業所 TEL 0186-49-2588
- 大館市地域包括支援センターかつら TEL 0186-49-2587
- デイサービスセンターかつら TEL 0186-42-8107

比内事務所 TEL 0186-55-2850

田代事務所 TEL 0186-54-3173

自己負担限度額(月額)

自己負担の割合	所得区分	外来+入院(世帯単位)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割	現役並み所得者 現役Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% <140,100円>	
	現役Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% <93,000円>	
	現役Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% <44,400円>	
1割	一般	18,000円 ※	57,600円 <44,400円>
	低所得Ⅱ(区分Ⅱ)	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ(区分Ⅰ)		15,000円

※1年間(8月～翌年7月)の外来の自己負担額の上限額は144,000円です。

<>内は、外来+入院(世帯単位)の限度額を超えた月が、直近12か月以内に4回以上ある場合、4回目からの限度額となります。

入院時の食事代

対象区分	金額	
現役並み所得者、一般	1食460円	
低所得者Ⅱ	90日までの入院	1食210円
	過去12カ月の入院日数が90日を超える入院	1食160円
低所得者Ⅰ	1食100円	

療養病床へ入院する時の食費・居住費

※食費・居住費の標準負担額

所得区分(適用区分) (47ページ参照)	1食あたりの食費		1食あたりの居住費	
	医療区分Ⅰ (Ⅱ・Ⅲ以外の方)	医療区分Ⅱ・Ⅲ (医療の必要性の高い方)	医療区分Ⅰ (Ⅱ・Ⅲ以外の方)	医療区分Ⅱ・Ⅲ (医療の必要性の高い方)
現役並み所得者・一般	460円 ※1	460円 ※1※2	370円	370円
低所得Ⅱ(区分Ⅱ)	90日までの入院	210円		指定難病患者は0円
	過去12か月(区分Ⅱの減額認定を受けている期間に限る)で90日を超える入院	160円 ※3		

所得区分(適用区分) (47ページ参照)	1食あたりの食費		1食あたりの居住費	
	医療区分Ⅰ (Ⅱ・Ⅲ以外の方)	医療区分Ⅱ・Ⅲ (医療の必要性の高い方)	医療区分Ⅰ (Ⅱ・Ⅲ以外の方)	医療区分Ⅱ・Ⅲ (医療の必要性の高い方)
低所得Ⅰ(区分Ⅰ)	130円	100円		370円
老齢福祉年金受給者	100円	100円	370円	指定難病患者は0円
境界層該当者(平成29年10月～)			0円	0円

※1 一部医療機関では420円

※2 指定難病患者または平成28年4月1日においてすでに1年を超えて精神病床に入院している患者は260円

※3 90日を超えて入院したときの食事代の適用を受ける場合は、再度申請が必要になりますので、市町村窓口へお問い合わせください。

世帯の全員が住民税非課税の場合、医療機関を受診される際の窓口負担額や入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます(保険課医療給付係への申請が必要となります)。

医療機関を受診される際は必ず「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院などの窓口に表示してください。

申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証、通帳、過去12カ月で90日を超える入院がある場合は、入院したことを証明できる書類(領収書など)

療養費がかかったとき

医師が治療のため必要と認めた補装具(コルセットなど)や、やむを得ない事情(遠隔地の医療機関で保険証を持たずに受診された場合など)のときは、申請して認められると療養費として支給されます。

申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証、通帳、診断書(意見書)、補装具購入時の領収書等

申請場所 市民部保険課 医療給付係 ☎43-7046
比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094
田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099



福祉・介護・子育て

広告



**社会福祉法人
大館圏域ふくし会**

法人事務局/大館市泉町9番19号
TEL43-1414 FAX44-5252

http://www.fukuokf.jp
E-mail:fukuokf@ceres.ocn.ne.jp

障害者支援施設	道目木更生園
障害者支援施設	軽井沢福祉園
障害者支援施設	矢立育成園
障害者就労支援施設	白沢通園センター
特別養護老人ホーム	長慶荘
特別養護老人ホーム	神山荘
特別養護老人ホーム	大館南ガーデン
在宅多機能型拠点施設	泉町地域ふくしセンター

有限会社 トータルケア一心堂

事業内容

- ・デイサービス
- ・訪問看護ステーション
- ・訪問療養マッサージ
- ・居宅介護支援
- ・放課後等デイサービス



大館市東台2丁目1-75-2

Tel 0186-49-3433
(代表)

FAX 0186-44-6430

ぜひお電話お待ちしております



移送費がかかったとき

医師の指示により、やむを得ない理由で転院などの移送に費用がかかったとき、申請して認められると移送費として支給されます。

申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証、通帳、移送費用の領収書、移送に関する医師の意見書

交通事故にあったとき

交通事故など第三者の行為によってけがをした場合でも、届け出により後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。この場合、後期高齢者医療制度が医療費を一時的に立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。

①警察に届ける

交通事故にあったら、警察に届け出してください。

②病院で治療を受ける

病院などの窓口に「交通事故による傷病である」旨を伝え、後期高齢者医療被保険者証を提示して、治療を受けてください。

③保険課医療給付係へ届け出る

「第三者行為による傷病届」を提出してください。

申請に必要なもの(③届け出のとき)

後期高齢者医療被保険者証、認め印、交通事故証明書

※示談は市に相談してから

先に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりしてしまうと、後期高齢者医療制度で治療を受けられなくなることがあります。示談の前にご相談ください。

申請場所 市民部保険課 医療給付係 ☎43-7046

お問い合わせ

市民部保険課 医療給付係 ☎43-7046

はり、きゅう、マッサージ施術費助成

市では、満65歳以上のかたに、はり・きゅう・マッサージを受けるときの費用の一部を施術券で助成しています。

助成の額など

年間(4月から翌年の3月まで)6,000円(1,000円×6枚)

申請に必要なもの

健康保険証、認め印

※施術券は1回につき1枚の助成で「大館市はり、きゅう、マッサージ師会会員の施術所」で利用できます。

施術券が利用できる施術所

施術者氏名	施術所名	施術場所	電話番号
石母田 雄	石母田鍼灸マッサージ治療院	御成町三丁目3-2	☎44-8556
神成 衛	はりきゅう 衛 整骨院	御成町四丁目5-21	☎42-2081
成田 恵美子	成田マッサージ	東台七丁目2-28	☎43-9790
畠山 昭子	マッサージはりきゅうスマイルハート	柄沢字長橋20-2	☎49-3290
小笠原 芳博	桜町鍼灸整骨院	字桜町5-3	☎49-2788
大沢 三千寿	出張あんま屋さん千寿	字池内道下91-1	☎43-4603
長崎 富久夫	長崎鍼灸院	字馬喰町34	☎42-1322
斎藤 雅昭	斎藤鍼マッサージ院	字新町2	☎43-2462
木村 俊雄	大文字針灸堂	字大館84	☎42-5510
佐藤 信二郎	軽井沢はり灸治療院	軽井沢字五輪岱18-2	☎52-2216

申請場所 市民部保険課 医療給付係 ☎43-7046
 比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094
 田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

お問い合わせ

市民部保険課 医療給付係 ☎43-7046

市立老人福祉センター(四十八滝温泉)

長木川渓谷と秋田杉の美林に囲まれた景観のもと、ゆっくりと心身の疲れを癒し、健康の増進にお役立てください。

開館時間と利用料金

- ・開館時間 午前6時～午後8時
- ・定休日 毎月第2・4月曜日、12月31日、1月1日

入浴料

老人および身体障害者150円、一般230円、子ども130円

休憩料(入浴料を含む)

利用時間	区分	個室	広間
午前9時～午後4時	老人および身体障害者	300円	250円
	一般	500円	400円
	子ども	300円	250円
午後4～8時	老人および身体障害者	400円	300円
	一般	600円	500円
	子ども	400円	300円

※老人は60歳以上のかた、子どもは6歳以上12歳未満

広告



ショートステイ とんぼ



〒017-0044 大館市御成町4丁目6番10-1号
 TEL 0186-44-5191 FAX 0186-44-5192
 E-mail:ss-tonbo@wave.plala.or.jp



ショートステイ とんぼ 新町



〒017-0844 大館市字新町33番地
 TEL 0186-57-8701 FAX 0186-57-8702
 E-mail:ss-tonbo-s@opal.plala.or.jp



ショートステイ とんぼ 釈迦内



〒017-0012 大館市釈迦内字稲荷山下229番地
 TEL 0186-59-4653 FAX 0186-59-4654
 E-mail:ss-syakanai@videw.com

お問い合わせ

市立老人福祉センター(四十八滝温泉)
雪沢字大滝66 ☎50-2031

長寿を祝って

市民の皆さんの長寿を祝って、長寿祝い金を贈呈します。

長寿祝い金 100歳:20万円(在宅で、大館市に引き続き10年以上住んでいるかた)
100歳:3万円(上記以外のかた)

祝い金は、満100歳になられてから贈呈いたします。

お問い合わせ

福祉部長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

移送サービス利用券、高齢者バス券の交付

移送サービス利用券

高齢者や障害者(満65歳以上)が、通院したり福祉制度の利用や申請をしたりする際に、一般の交通機関を利用することが困難なかが、福祉タクシー(リフト付車両およびストレッチャー装着ワゴン)を利用する場合、月当たり2枚の移送サービス利用券を交付しています。ただし、市民税非課税世帯に属する要介護4または要介護5の認定を受けているかた、または市民税非課税世帯に属する車イスを常時利用しているかたが対象です。片道の移送所要時間により、次の額を上限として助成します。

- ・30分以内 1,500円
- ・1時間以内 2,000円
- ・1時間を超える 2,500円

高齢者バス券

遠隔地の医療機関へ通院のため定期的なバスを利用し、その運賃が高額となっている65歳以上のかたに、1年度当たり5,000円分のバス回数券を交付しています。ただし、次のかたは交付の対象となりません。

- (1) 医療機関までのバス運賃が片道400円未満のかた(身体障害者手帳の交付を受けている場合は、バス運賃割引制度を適用後の額が片道400円未満)
- (2) 寝たきりや認知症のため、一人でバスを利用できないかた
- (3) 移送サービス利用券の交付を受けているかた
- (4) 重度心身障害者(児)移送費給付を受けているかた
- (5) 市民税課税世帯に属するかた

お問い合わせ

福祉部長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

老人いこいの家「清和荘」の利用

高齢者の健康増進と安らぎ、教養を深めていただくために、老人いこいの家「清和荘」をご利用ください。ご利用されるかたは、あらかじめ施設に直接申し込んでください。

- ・開館時間 午前9時～午後5時
 - ・休館日 毎週日曜日、祝日、12月29日～1月3日
 - ・使用料 無料
- ※開館時間および休館日は変更となる場合があります。

お問い合わせ

老人いこいの家「清和荘」
釈迦内字獅子ヶ森1-1 ☎48-4412

利用できる福祉用具について

緊急通報装置・ふれあい安心電話

対象地域

- ・大館地域・比内地域 緊急通報装置
- ・田代地域 ふれあい安心電話

対象者

市民税非課税世帯で次のいずれかに該当するかた

- ・ひとり暮らしの老人のかた
- ・老人のみの世帯で病弱なかた
- ・ひとり暮らしの重度身体障害(1～2級)のかた

内容 急病や事故等の緊急時に、外部の通報先へ通報する専用通報端末機の貸与

利用者の負担 装置により異なります。

お問い合わせ

福祉部長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056



福祉・介護・子育て

広告

あなたの**笑顔**に支えられて
今日も**安心**と**栄養**をお届けします!



宅配クック123大館店

〒017-0888 大館市字水門前 91-3
電話 **0186-44-5051**
FAX **0186-44-5052**

デイサービスセンターおひさまでは
人と人とのつながりを大切にします

**デイサービスセンター
おひさま**

〒018-3505 大館市早口字小比立内 51-5
電話 **0186-54-0186**
FAX **0186-54-0187**

介護についてお悩みの方は、
何でもご相談ください。

**デイサービスセンター
あおぞら**

〒017-0012 大館市釈迦内字台野下 22-2
電話・FAX **0186-48-4646**

☑福祉(老人)電話

対象者 65歳以上のひとり暮らしで低所得のかた

内容 電話加入権の貸与

利用者の負担 月々の基本料金および通話料
取り付け・取り外しの際の工事料金

☑車イスの短期貸し出し

対象者 一時的に車イスが必要となるかた

内容 車イスの短期(3カ月以内)貸し出し

利用者の負担 なし(破損させた場合等は自己負担となります)

お問い合わせ

福祉部長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

高齢者世帯の屋根の雪下ろし費用の一部を助成します

希望するかたは、作業前にご相談ください。

対象者 次の要件を全て満たすかた

- ・65歳以上の高齢者のみで持ち家に住んでいる
- ・市民税非課税世帯である
- ・市税を滞納していない

助成額 雪下ろしとその除排雪にかかる費用の2分の1
(最大3万円)

お問い合わせ

福祉部長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

大館市地域包括支援センター

介護保険やその他のサービスを上手に利用し、住みなれた地域で暮らしていただけるように支援する「地域包括支援センター」が市内7カ所でサービスを行っています。

名称	対象地区
大館市地域包括支援センターかつら 住所:字三ノ丸103番地4 総合福祉センター内 ☎49-2587	大館地区(一中学区)・下川治地区
大館市地域包括支援センター神山荘 住所:花岡町字姥沢34-1 花岡町コミュニティさろん内 ☎57-8601	釈迦内地区・花岡地区・矢立地区
大館市地域包括支援センター水交苑 住所:字下綱123番地 ケアハウス樹海の里内 ☎45-2333	大館地区(東中学区)・長木地区
大館市地域包括支援センターおおたき 住所:十二所字大水口4番地5 特別養護老人ホームつくし苑併設 ☎47-7211	上川治地区・十二所地区
大館市地域包括支援センター大館南 住所:下川原字向野17番地1 特別養護老人ホーム大館南ガーデン内 ☎59-6182	真中地区・二井田地区
大館市地域包括支援センターひない 住所:比内町扇田字上扇田49-1 いきいきシルバーサポートひない内 ☎55-0665	比内地域
大館市地域包括支援センター長慶荘 住所:岩瀬字上岩瀬塚の岱16 田代いきいきふれあいセンター内 ☎54-2901	田代地域

地域包括支援センターの主な事業

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が中心となり、地域の高齢者への総合的な支援を行います。

お問い合わせ

福祉部長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

介護職の資格取得を支援します

市では、介護職員初任者研修の受講料・教材費及び介護福祉士の資格取得にかかる費用(介護福祉士実務者研修の受講料・教材費・国家試験の受験料・資格登録にかかる費用)について、助成金を支給します。

介護職員初任者研修受講者支援事業

介護職員初任者研修の受講料・教材費の半額(100円未満切捨て、6万円を限度とする)を助成します。高校生は、全額助成となります。

介護福祉士資格取得支援事業

介護福祉士の資格取得にかかる費用(介護福祉士実務者研修の受講料・教材費、国家試験受験料・資格取得にかかる費用)の半額(100円未満切捨て、10万円を限度とする)を助成します。

お問い合わせ

福祉部長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

介護保険制度を利用するには

介護保険制度は、これまで家族や近親者だけで行ってきた介護を社会全体で支え合い、老後を安心して暮らすことができるようにつくられた制度です。

被保険者

第1号被保険者…65歳以上のかた

サービスを受けられるかた:介護が必要であると認定されたかた(どんな病気やけががもとで介護が必要になったかは問われません)

第2号被保険者…40歳から64歳までのかた(医療保険に加入しているかた)

サービスを受けられるかた:加齢に伴う病気(特定疾病:16種類あり、初老期の認知症、脳血管疾患など)により介護が必要であると認定されたかた

☑要介護認定

介護サービスを受けるには、「要介護認定申請」が必要です。

1. 申請

介護を必要とする本人や家族などが、市に要介護認定の申請をします。(地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者、または介護保険施設に申請を代行してもらうことができます)

- ・申請受付窓口 市役所長寿課

2. 要介護認定

1次判定

申請すると市の職員や市から委託された事業者が申請者の家庭や施設を訪問して、心身の状態などについて調査します。あわせて、かかりつけの医師から主治医意見書を提出してもらい、その結果を全国一律の基準で1次判定を行います。

2次判定

1次判定の結果をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会で審査・判定を行います。

認定

要介護度が決まります。認定通知は申請から原則30日以内に通知されます。結果は非該当、要支援1・2、要介護1~5に分かれます。

【心身の状態による要介護度の例】

「要支援1」

日常生活上の基本動作は、ほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援が必要。



「要支援2」

要支援1の状態より日常生活上の基本動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要。

「要介護1」

日常生活上の基本動作や身の回りの整理等で一部介助が必要。立ち上がりなどに支援が必要。

「要介護2」

食事や排せつ、入浴、洗顔、衣服の着脱などに一部または多くの介助が必要。立ち上がりや歩行などが自力では困難。

「要介護3」

食事や排せつ、入浴、洗顔、衣服の着脱などで多くの介助が必要。立ち上がりなどが自分でできない。歩行が自力でできないことがある。

「要介護4」

食事や排せつ、入浴、洗顔、衣服の着脱などで全面的な介助が必要。立ち上がりなどがほとんどできない。歩行が自力でできない。認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。

「要介護5」

日常生活の全般にわたって全面的な介助が必要。立ち上がりなどがほとんどできない。歩行が自力でできない。認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。

3. サービスの利用

要介護度に応じたサービスを利用できます。要支援のかたは原則として施設サービスの給付はありません。在宅サービスを受けるかたは、介護サービス計画(ケアプラン)の作成が必要です。ケアプランの作成は居宅介護支援事業者が行います。

要支援1・2の判定が出たかたは、ご自分の住んでいる地域を担当する地域包括支援センターで介護予防ケアプランを作成してもらうことになります。

お問い合わせ

福祉部長寿課 介護保険係 ☎43-7055

基本チェックリストによる事業対象者

基本チェックリストの実施により「事業対象者」と判定された場合に、訪問・通所サービスを利用することができます。

1. 基本チェックリスト

「運動」「栄養」「口腔」「閉じこもり」「認知機能」「うつ傾向」などの分野ごとに、25項目の質問項目が設けられ、日常生活に必要な機能が低下した状態か判定するものです。

地域包括支援センターが、本人の状況を確認しながら実施します。

2. 判定

各分野の判定基準に該当した場合「事業対象者」として判定されます。

3. サービスの利用

事業対象者と判定されたかたは「訪問型サービス」と「通所型サービス」のみ受けることができます。ケアプランの作成は、担当する地域包括支援センターが行います。

利用できる介護サービス(介護予防サービス)

要介護1以上のかたは「在宅サービス」か「施設サービス」を利用できます。要支援1・2のかたは「在宅サービス(介護予防)」のみの利用となり「施設サービス」は利用できません。

訪問で受けられるサービス/通所して受けられるサービス

訪問介護(訪問型サービス)

ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排せつの介助や日常生活の手助けを行います。

訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

寝たきりのかたなどの家庭を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

訪問看護(介護予防訪問看護)

訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡をとりながら病状を観察したり床ずれの手当てなどを行います。

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、リハビリテーションを行います。

通所介護(通所型サービス)

デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴の提供や日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)

医療施設や介護老人保健施設などに通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションが受けられます。

居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

短期入所して受けられるサービス(ショートステイ)

短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)

特別養護老人ホーム等へ居宅の要介護者が短期入所し、日常生活上の世話や機能訓練サービスを受けることができます。

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)

病院や介護老人保健施設等へ居宅の要介護者が短期間入所し、日常生活上の世話や基本的な医療サービスを受けることができます。

その他の在宅サービス

認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)＝グループホーム

介護が必要な認知症のかたが5～9人で共同生活を行い、家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴、排せつなど日常生活の支援や訓練などを受けられます。

特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所しているかたが、必要な介護サービスを受けられます。

住宅改修費の支給(介護予防住宅改修費の支給)

家庭での手すりの取り付けや、段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します。

手すりの取り付け・段差の解消・滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更・引き戸等への扉の取り替え・洋式便器等への便器の取り替え

福祉用具の貸与(介護予防福祉用具の貸与)

車椅子やベッドなどの福祉用具を貸し出します。

福祉用具購入費の支給(介護予防福祉用具購入費の支給)

排せつや入浴に使われる用具の購入費を支給します。腰掛け便座・自動排せつ処理装置の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分

施設に入所して受けられるサービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護が

困難なかが入所します。食事、入浴、排せつなど日常生活の介助、機能訓練、健康管理などが受けられます。

介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定し、自宅へ戻れるようリハビリに重点を置いたケアが必要なかが入所します。医学管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などが受けられます。

介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし「日常的な医療管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

お問い合わせ

福祉部長寿課 介護保険係 ☎43-7055

高額介護サービス費

介護サービス費用が高額になったときは

利用者が同じ月内に受けた、在宅サービスまたは施設サービスの利用者負担の合計(同じ世帯に複数の利用者がいる場合は世帯合計額)が、利用者負担の上限額を超えた場合、申請することで「高額介護サービス費」が支給されます。

利用者負担の1カ月当たりの上限額

段階区分	利用者負担上限額(月額)
現役並み所得者がいる世帯のかた	44,400円(世帯)
世帯内に市民税課税者がいるかた	44,400円(世帯)
世帯全員が市民税非課税のかた	24,600円(世帯)
世帯全員が市民税非課税のかたの中で、 ・前年の合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下のかた ・高齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
・生活保護の受給者 ・利用者負担上限額を15,000円に減額することにより、生活保護の受給者とならないかた	15,000円(個人)

現役並み所得とは…

同一世帯内に65歳以上で課税所得145万円以上のかたがいて、65歳以上の世帯員の収入の合計額が520万円以上(65歳以上の世帯員が1人の場合は383万円以上)

※「課税所得」…収入から公的年金等控除、必要経費、給与所得控除等の地方税法上の控除金額を差し引いた後の額をいいます。

※令和3年8月から、現役並み所得者がいる世帯のかたは、利用者負担上限額が見直しとなります。

令和3年7月まで

段階区分	利用者負担上限額(月額)
現役並み所得者がいる世帯のかた	44,400円(世帯)



令和3年8月から

段階区分	利用者負担上限額(月額)
年収約1,160万円以上のかた	140,100円(世帯)
年収約770万円～約1,160万円未満のかた	93,000円(世帯)
年収約383万円～約770万円未満のかた	44,400円(世帯)

このような費用は対象となりません

- ・福祉用具購入費の利用者負担分
- ・支給限度額を超える利用者負担額
- ・住宅改修費の利用者負担分
- ・居住費(滞在費)、食費、日常生活費など

お問い合わせ

福祉部長寿課 介護保険係 ☎43-7055

施設サービスを利用したときの費用

介護保険施設やショートステイを利用する際には、利用者が介護サービス費の利用者負担割合分(1割から3割)と、居住費(滞在費)・食費・日常生活費の合計額を負担します。

居住費(滞在費)・食費のめやす(1日あたり)

居住費(滞在費)と食費は、利用者と施設との契約により決まります。金額は施設により異なりますが、食事の提供や居住等に要する平均的な費用を勘案した額「基準費用額」が定められています。

基準費用額	居住費(滞在費)				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,392円 令和3年 8月から 1,445円	

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額です。

施設入所者等の居住費(滞在費)・食費の負担を軽減する制度

介護保険負担限度額認定は、低所得のかたが施設サービスを利用する際に、施設の居住費(滞在費)と食費の負担を軽減する制度です。申請して認定を受けたかたは、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。

対象となるかた

- 生活保護を受給しているかた
- 次の2つの要件に該当するかた

1. 所得要件

- ・利用者の属する世帯全員が市民税非課税
- ・別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税

2. 資産要件

利用者本人及び配偶者の預貯金等の資産の合計が2千万円以下(配偶者がいない場合は1千万円以下)

※資産要件は、令和3年8月から利用者負担段階別になります。

- ・第1段階 : 預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円以下
- ・第2段階 : 預貯金などが単身 650万円、夫婦1,650万円以下
- ・第3段階①: 預貯金などが単身 550万円、夫婦1,550万円以下
- ・第3段階②: 預貯金などが単身 500万円、夫婦1,500万円以下

利用者負担段階と負担限度額(1日あたり)

対象者	居住費(滞在費)				食費		
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス	
第1段階 ・生活保護の受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円	
第2段階 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	390円 令和3年8月から600円	
第3段階 令和3年8月から	世帯全員が市民税非課税で、利用者負担段階が第1・第2段階以外のかた(令和3年7月まで)	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	650円
	第3段階① 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下のかた	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
	第3段階② 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が120万円を超えるかた	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額です。

お問い合わせ

福祉部長寿課 介護保険係 ☎43-7055

保険料の決め方と納め方

介護保険制度は、40歳以上の皆さん(第1号被保険者[65歳以上のかた]・第2号被保険者[40歳から64歳のかた])に納めていただく保険料を財源として、運営されています。

第1号被保険者(65歳以上のかた)の保険料

保険料の決め方

大館市の介護サービスの水準に応じて基準額が決まります。介護保険料は、当該年度初日を賦課期日とし(介護保険法第130条)、所得金額や市民税の課税状況などで算定され所得段階が決まります(同法施行令第38条)。

段階	対象者	保険料率	年間保険料額(保険料月額)
第1段階	生活保護を受けているかた、老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯のかた 本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下のかた	基準額×0.25	20,316円(1,693円)
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下のかた	基準額×0.37	30,060円(2,505円)
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えるかた	基準額×0.62	50,376円(4,198円)
第4段階	本人が市民税非課税かつ合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下で、世帯内に市民税課税者がいるかた	基準額×0.94	76,380円(6,365円)
第5段階	本人が市民税非課税かつ合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、世帯内に市民税課税者がいるかた	基準額	81,252円(6,771円)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満のかた	基準額×1.28	104,004円(8,667円)
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満のかた	基準額×1.35	109,692円(9,141円)
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満のかた	基準額×1.6	130,008円(10,834円)
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上のかた	基準額×1.7	138,132円(11,511円)



福祉・介護・子育て

広告



社会福祉法人大館市社会福祉事業団

本部事務局 〒018-5601 大館市十二所字大水口4番地5
TEL 0186-47-7200・FAX 0186-47-7017 <http://www.odate-sfj.jp/>

- ・大館市養護老人ホーム成草園 ☎52-2525
- ・大館市特別養護老人ホームつくし苑 ☎47-7200
- ・大館市デイサービスセンター大滝 ☎47-7201
- ・事業団ホームヘルプステーション ☎47-7218
- ・ケアプランセンターおおたき ☎47-7222
- ・ケアプランセンターはぎのだい ☎59-8040
- ・大館市地域包括支援センターおおたき ☎47-7211
- ・大館市ケアハウスほうおう ☎47-7210
- ・大館市立老人福祉センター ☎50-2031
- ・大館市ふれあいセンターやまびこ ☎47-7220



- ・大館市下川治保育所 ☎49-6269
- ・大館市長木保育所 ☎48-4808
- ・大館市二井田保育所 ☎49-5471
- ・大館市真中保育所 ☎49-6953
- ・大館市沼館保育所 ☎43-0458
- ・大館市花岡保育所 ☎46-1154
- ・大館市矢立保育所 ☎46-1860



私たちは、利用者様に対し一人一人と共に歩み、最後まで輝き続けるステージを提供します!



認知症対応型通所介護事業所

DCサービス 結ゆい

ご本人様にあわせた対応をしております
株式会社West DCサービス結「ゆい」
大館市比内町笹館字前田野73番6
TEL:55-3811 FAX:55-3816
<http://www.dcyui.com>

保険料の納め方

特別徴収 老齢・退職年金、遺族年金、障害年金が月額1万5千円(年額18万円)以上のかたは、年金から天引きされます。

普通徴収 老齢・退職年金、遺族年金、障害年金が月額1万5千円(年額18万円)未満のかた。

こんなときは普通徴収になります

- 年度途中で第1号被保険者(65歳)となった場合
- 年度途中で他の市町村から転入した場合
- 年度途中で保険料の所得段階が変更となった場合
- 年金の現況届の提出が遅れて、支給が一時的にでも差し止めになったり、年金担保貸付を受けたりした場合などがあります。

◻第2号被保険者(40歳から64歳のかた)の保険料

加入している医療保険の算定方法により決まります。納め方は医療保険と一括して納めます。

お問い合わせ

福祉部長寿課 介護保険係 ☎43-7055

家族介護用品支給券の利用

家族介護用品支給券

介護認定で要介護4・5と認定された高齢者と同一世帯に属し、高齢者を介護している家族に、大館市が指定するお店で利用できるクーポン券を交付しています。世帯に属するかた全員が市民税非課税であることが条件となります。

- 月5,000円分の支給券(年額60,000円)

お問い合わせ

福祉部長寿課 高齢者福祉係 ☎43-7056

障害者の福祉

手帳

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたは、各種の支援サービスや優遇制度(手帳の種類や等級等の制限があります)を受けることができます。

障害の程度により異なりますが、主に以下の支援を受けることができます。

- 更生医療の給付
- 補装具の給付
- JR、航空、バス、タクシー運賃の割引
- タクシー券、ガソリン券の交付
- 携帯電話料金の割引
- NHK受信料の免除
- 有料道路通行料金の割引
- 税の優遇措置
- 福祉医療制度
- 障害福祉サービス
- 地域生活支援事業

お問い合わせ

福祉部福祉課 障害福祉係 ☎43-7052

手当

重度の障害のため、日常生活で常時特別の介護を必要とするかたに対して支給される手当があります。

◻特別障害者手当

著しく重度の障害状態にあるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅のかたに支給されます。対象となる障害の程度は、おおむね身体障害者手帳1・2級程度および療育手帳A程度の障害が重複しているかた、またはそれと同程度の疾病・精神障害のかたなどです。

ただし、次のかたは対象になりません。

- 施設に入所しているかた
- 病院または診療所に3カ月以上継続して入院しているかた

※受給資格者本人、その配偶者および扶養義務者の所得制限があります。

◻障害児福祉手当

重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満のかたに支給されます。対象となる障害の程度は、おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳A程度またはそれと同程度の疾病・精神障害のかたなどです。

ただし、次のかたは対象になりません。

- 施設に入所しているかた
 - 障害を理由とする公的年金を受給されているかた
- ※受給資格者本人、その配偶者及び扶養義務者の所得制限があります。

ご相談・手続き 窓口

福祉部福祉課 障害福祉係 ☎43-7052

障害基礎年金

精神疾患・知的障害・身体障害などで、日常生活に支障をきたしている場合、①障害の状態、②年金保険料の納付要件、③年齢などの条件を満たしていれば、障害基礎年金が支給されることがあります。

ご本人か、ご家族のかたに直接お話を伺いながら手続きを進めていきますので、障害基礎年金を申請する原因となる病気で、初めて病院に行った日(初診日)を病院で確認のうえ、お問い合わせください。

お問い合わせ 市民部保険課 年金係 ☎43-7043

医療

◻障害(児)者医療費の助成

対象者

- 身体障害者手帳(1級から3級)を交付されているかた
 - 身体障害者手帳(4級から6級)を交付されている65歳以上のかた
 - 療育手帳(A)を交付されているかた
- ※身体障害者手帳(4級から6級)を交付されている65歳以上のかたで社会保険の本人は、対象となりません。

所得制限

所得基準額を超えるときは福祉医療制度の対象となりません。

- 身体障害者手帳(1級から3級)を交付されているかたで社会保険の本人
- 身体障害者手帳(4級から6級)を交付されている65歳以上のかた

扶養親族等の数	本人所得基準額	配偶者・扶養義務者(同居の父母など)の所得基準額
0人	2,595,000円	7,287,000円
1人	2,975,000円	7,536,000円
2人	3,355,000円	7,749,000円
3人	3,735,000円	7,962,000円
4人	4,115,000円	8,175,000円
5人	4,495,000円	8,388,000円

福祉医療受給者証

対象となるかたは申請により福祉医療費受給者証の交付を受けてください。交付を受けた福祉医療費受給者証を健康保険証と一緒に医療機関窓口で提示することで医療費の自己負担の助成を受けることが可能となります。(福祉医療制度は、受給資格があっても申請のうえ、福祉医療受給者証の交付を受けなければ適用を受けることができません。)

申請に必要なもの

心身障害(児)者のかた本人の健康保険証、認め印、身体障害者手帳または療育手帳
 ※転入したかたは、転入前の市町村の所得証明書が必要となる場合があります。

医療機関で受診するとき

健康保険証と福祉医療費受給者証を一緒に窓口で提示してください。医療費の自己負担分を助成します。ただし、健康保険が適用にならない治療、薬の容器代、入院時の食事代などは、助成の対象となりません。

県外の医療機関で受診したとき

福祉医療費受給者証が使いません。県外の医療機関で受診した場合は、いったん自己負担分を支払い、後日担当窓口で申請してください。医療費の自己負担分を助成します。ただし、健康保険が適用にならない治療、薬の容器代、入院時の食事代などは、助成の対象となりません。

申請に必要なもの

福祉医療費受給者証、健康保険証、限度額適用認定証、領収書、認め印、通帳
 ※他の医療費助成を受けている場合は、その受給者証など医療機関に提示しているもの

更新について

受給者証は自動更新となります。ただし、受給者証の有効期間が身体障害者手帳または療育手帳の再判定年月の末日までとなっている場合は自動更新となりません。この場合、新しい手帳が交付されたときに改めて受給者証の交付申請が必要となりますので、忘れずに手続きしてください。

引き続き該当となるかたには、有効期間の満了前に新しい受給者証をお送りします。

対象者に18歳未満の児童がいるときは

- 身体障害者手帳(1級から2級程度)を交付されているかた
- 療育手帳(A)を交付されているかた

これらの要件により心身障害(児)者医療費の助成に該当したかたに、18歳未満の児童(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童)がいる場合、母子・父子家庭の児童とみなして、児童が母子・父子家庭児童医療費の助成が受けられる場合がありますので、お問い合わせください。

申請場所 市民部保険課 医療給付係 ☎43-7046
 比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094
 田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

お問い合わせ

市民部保険課 医療給付係 ☎43-7046

自立支援医療費、精神通院

統合失調症・うつ病・てんかんなどにより通院治療が必要と判断されたかたが対象となります。この制度の認定を受けることで、精神通院にかかる医療費が3割から1割に軽減されるほか、世帯の所得に応じて上限額が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。

申請には次のものが必要です

- 印鑑
- 申請書
- 医師の診断書(診断書の提出は2年に1度になりますが、初めて申請されるかたは必ず必要です)

広 告



桜町鍼灸整骨院

大館市字桜町 5-3
TEL:0186-49-2788

社会福祉法人 成寿会

〒017-0012 秋田県大館市釈迦内字狼穴79番地

介護老人保健施設 成寿苑 電話 0186-48-4975
 成寿苑指定短期入所療養介護事業所(ショートステイ) FAX 0186-45-2115
 成寿苑指定訪問リハビリテーション事業所(デイケア) 電話 0186-48-3336
 成寿苑指定訪問介護事業所 電話 0186-48-4987 FAX 0186-45-2116
 成寿苑指定訪問介護事業所 電話 0186-57-8781 FAX 0186-48-2340

〒017-0012 秋田県大館市釈迦内字狼穴89番地
Kids terrace at seiju
 (企業主導型保育施設、病児保育)
 保育/電話 0186-57-8160 FAX 0186-57-8227
 病児/電話 0186-57-8170 FAX 0186-57-8228

〒017-0012 秋田県大館市釈迦内字獅子ヶ森1-32
地域密着型介護老人福祉施設 Club City
 電話 0186-59-8355 FAX 0186-59-8356



福祉・介護・子育て

- ・「重度かつ継続」に関する意見書(高額治療継続者に該当するかのみ必要です)。
 - ・保険証(同じ医療保険に加入しているかた、全員の保険証をお持ちください)。
 - ・前年の収入が分かるもの。障害年金等、税法上非課税の扱いになっている所得は、振り込み通知や通帳などをお持ちください。(無収入のかたは不要です。他市町村から大館市に転入されてくるときは、転入前の市区町村で発行した課税・非課税証明書をお持ちください)。
- ※継続更新申請のかたは、交付済みの受給者証をお持ちください。

申請場所 福祉部福祉課 障害福祉係 ☎43-7052
 比内総合支所 市民生活係 ☎43-7094
 田代総合支所 市民生活係 ☎43-7099

お問い合わせ

福祉部福祉課 障害福祉係 ☎43-7052

障害者への給付など

身体・精神・知的障害者のかたは、障害部位および等級に応じて次のような各種制度を利用することができます。

更生医療費の給付

身体障害者のかたが、障害を軽減または改善するための医療費に関する助成制度です。

補装具の給付

身体障害者のかたが失われた機能を補うための用具(義手、義足、車いす、装具、杖、補聴器、眼鏡等)の交付、修理費用の支給を行っています。

日常生活用具の給付

重度障害者の日常生活を容易にするために、必要な物品の給付、貸与の費用の支給を行っています。

各種乗物の運賃割引

バス、タクシー、JR、航空機を利用される場合に割引を受けることができます。

障害者有料道路割引

障害のあるかたが自ら運転する場合、または重度の障害者に乗せて介護するかたが運転する場合で、障害者本人もしくは生計をひとつにするかたおよび介護者が所有する自動車(営業車を除く)で有料道路を利用されるときに半額の割引を受けることができます。

お問い合わせ

福祉部福祉課 障害福祉係 ☎43-7052

障害者扶養共済制度

障害のあるかたを扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のあるかたに終身一定額の年金を支給するものです。

加入要件

障害のあるかたを現に扶養している保護者のかたで、健康状態が良好で65歳未満であること

※障害のあるかたの範囲

- 1) 知的障害のかた
- 2) 身体障害者手帳の等級が、1～3級のかた
- 3) 精神または身体に永続的な障害のあるかたで、1) 2)のかたと同程度と認められるかた

お問い合わせ

福祉部福祉課 障害福祉係 ☎43-7052

障害に関する相談窓口

◆基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、身体・知的・精神に障害(発達障害含む)のあるかたやその家族などの地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、さまざまな相談に応じる身近な相談窓口です。

相談窓口

基幹相談支援センター(泉町地域ふくしセンター1階)

泉町9番19号 ☎57-8212

- ・相談受付日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時30分

障害福祉サービスの利用について

障害により日常生活にお困りのかたが利用できるサービスです。

障害福祉サービス

- ① 在宅で訪問を受けたり、施設に通所して利用するサービスと、②施設に入所して利用するサービスがあります。

サービス利用までの流れ

- ① **相談**…基幹相談支援センター、福祉課障害福祉係、相談支援事業所へご相談下さい
- ② **申請**…申請書に記入し、市へ申請します
- ③ **調査**…障害の状況を聞き取り調査します
- ④ **審査・認定**…※障害支援区分が決められます(原則18歳未満のかたは除かれます)
- ⑤ **利用計画の聞き取り**…障害の状況に応じたサービス利用計画を立てます
- ⑥ **事業所と契約**…事業所とサービス契約を交わします
- ⑦ **サービスの利用開始**…サービス開始です
 ※障害者の状態により区分1から区分6までに分けられます。障害の軽い順に区分1から区分6となっています。この区分によって利用できるサービスが決まります。

費用

原則として利用したサービス料金の1割が自己負担となっていますが、世帯の所得に応じて上限が決められており、負担が重くならないようになっています。

お問い合わせ

福祉部福祉課 障害福祉係 ☎43-7052

心身障害者居室整備資金貸付制度

在宅の心身に障害のあるかたのために居室等の増改築に必要な資金をお貸しする制度です。

対象者

身体障害者手帳1～4級または療育手帳(A)をお持ちのかた

貸付条件

- ・貸付限度額 150万円、利率年3%以内
- ・償還期間 10年以内元利均等半年払い
- ・連帯保証人 2人(市内に居住するかた)

お問い合わせ

福祉部福祉課 障害福祉係 ☎43-7052